

海部一族

目次

- 一、上代よりの海部氏
- 一、近世・阿波国の海部氏
- 一、近世・尾張国の海部氏
- 一、苗字の移動と家紋の変遷

(既刊一覽)

一、上代よりの海部氏

我が国の四圍全て海なり。而て、上代より航海漁撈を業とせし部曲あり。

これを海部あまべという。

即ち、海部は太古以来の大部族なり。上古にありて、部々というは、物部、忌部、玉造部など、特殊なる職を世襲せし人々の聚りの義にして、これに述

ぶる海部も海、すなわち漁撈、航海な
どを職となす人々の意なり。而て海部
の本拠は筑前国にして、西国に栄えた
り。これ伊勢国を本貫とし東海に栄え
し磯部氏に对立する部たり。

海部の頭梁は安曇氏なり。筑前志賀
島を本拠とし、海神綿津見神を奉斎す。
かくして海部の勢は頗る盛んにして、
各地に移住殖民し、以つて海部村を起
せり。これ後世海部に因む地名、神社

の多き所以なり。

而て、これら諸国の海部の地より海
部氏が諸流の起こりしこと、文献に明
なり。すなわち、海部を家号に称う人
々、一根一系にあらずして、幾流もの
海部氏のありしこと覚ゆべし。

以下、諸国の海部氏を姓氏家系大辞
典、大日本地名辞書、倭名類聚抄等に
依りて記す。尚、海部あまべは後世音読して
海部かふと爲し貝部、貝府等とも記す。

。尾張国一、同国に海部郡あり。倭名抄に阿末と注す。又、同郡に海部郷あり。而て、海部氏は当国の著姓たりき。天孫本紀に饒速日命供奉三十二氏の中、「天背男命、尾張、中島、海部直等祖」また尾張系図に「尾治多與志連、大海部直等祖」とあり。又、熱田縁起には「宮酢姫、其祠在愛智郡氷上村、以海部氏爲神主、海部氏は尾張氏別姓也」

と見ゆ。すなわち、当国の海部氏は、尾張氏と同祖關係にあり。以下、尾張氏系図の大略を掲げ参考に備う。

。天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊

天香諾山命——天忍人命

天忍男命——瀛津瀨世襲命

建額赤命

建筒草命

建田背命

建諸隅命

倭得玉命

弟彦命

小縫命

乎止與命

建稻種命

(この妹に宮酢媛命あり)

尾治忠命

おわり

尾治刀考

弟真根

寿勺梨香

常兄

檀鈴彦

荒坂與

針米加陀

面背

彦郡輪尼

狻訓鹿

大勝部

幾敷

兄村

稻置

。丹後国一当国に海部直あり。当国々造の一族にして、当地方に於ける海部を統べし氏なり。

天孫本紀に「火明命六世孫建田背命は神服連、海部直、丹波国造、但馬国造等祖」と見ゆるより出づ。すなわち、

当国の海部氏は彦火明命を始祖としており、前述の尾張国の海部氏とどく尾張氏と同祖たり。

尚、天平九年の但馬国正税帳に「丹後国與謝郡大領外従八位上海部直忍立」と記す。その後裔、籠神社の神主なり。宮津志に「系図に籠神社神主海部直祖天火明命、品太天皇御宇、定海部直姓」と見ゆ。

。阿波国一板野郡田上郷、延喜二年戸籍に海部淨売外十一人、海部男女外一人など見ゆ。和名抄那賀郡に海部郷あり。この氏、後世、藤姓を称す。故城記海部郡に「海部式部殿、藤原氏、丸中二藤の丸」とあり。尚、この氏に就きては後章に詳述す。

。筑前国一海部の本貫地なり。那珂郡に海部郷あり。又、宗像郡、怡上郡に

も海部郷あり。けだしこの地は安曇氏の本拠なれば、当地の海部氏は安曇氏と関係あるものなるべし。

。豊前国一上三毛郡塔里大宝二年戸籍に海部龍手なる人、記しあり。

。豊後国一海部郡あり。旧事記に「景行天皇々子、兄彦命者、大分穴穗御埼別、海部直等祖」とあり。当国海部氏

は帝の裔となす。又、応永戦覽記に海部彈正少弼を載せ豪族なりしこと自明なり。

。肥前国―肥前風土記の松浦郡值嘉島の條に「此島の白水郎あま、容貌隼人に似たり。恒に騎射を好み、其の言語俗人と異なれる也」と見ゆ。

。長門国―日本書紀貞觀元年二月の條

に「長門国匠師從八位下海部男種麻呂を採銅使と爲す」と見ゆ。

。備前国―類聚三代格卷一、天平三年六月廿四日の勅に「備前国海部」と見ゆ。この国に海部氏多し。

。備中国―類聚三代格の勅に海部首あり。この国にも海部氏多し。

。隱岐国―天平五年二月十九日の隱岐
国正税帳に「郡司大領外正八位下勳十
二等海部諸石」など見ゆ。

。出雲国―天正十一年、出雲国賑給歴
名帳に「河内郷伊美里海部羊女、出雲
郷朝妻里海部赤売、杵築郷因佐里海部
刀良、外一人、海部馬依外三人」を載
せ、また元慶元年九月紀に「出雲国言
ふ、楯縫郡の白水郎あま海部ま金麻呂、同姓
黒麻呂」など見えたり。当国にも海部
氏多し。

。因幡国―養老五年戸籍に「戸主海部
牛麻呂外十四人、海部忌飯女等」を載
す。この国にも古き海部氏ありしこと
知らるゝなり。

。但馬国―新撰姓氏録左京神別下に、
「大明命之後也」とあり、当国の海部

は、尾張氏と同祖なりしこと知らるる。
・信濃国―この国は、安曇氏の宗えし
とこなれば、この地の海部氏は安曇氏
の族葉なるべし。

。若狭国―今富税所次第に「応永七年
六月八日、八幡宮御新造に御遷宮これ
あり、其の時、勅使海部衛門五郎理泰
と見ゆ。

。播磨国―続日本紀神護景雲三年六月
の條に、明石郡人外従八位下海直溝と
見ゆ。当国にも古き海部氏ありしこと
自明なり。

。吉備国―古事記に「吉備海部直の女
・名曰黒日売」また雄略紀に「吉備海
部直赤尾」また敏達紀に「吉備海部直
難波、同羽島」など見え、海部は当国

の大族なり。この内より一部は紀伊国に分居せしごとしという。尚、この吉備海部直は、吉備氏と同族なりとする説あり。

。紀伊国一神龜元年十月紀に「名草郡少領正八位下大伴櫛津連子人、海部直士形、二階を進むし」などと見え、当国には海部氏多し。

尚、右の諸文献に海部直なる記載多く見ゆ。海部直というは、其の国の国造家か、或は、多数の海部を率いる海部の長なり。

以上、記せしが如く、上古より諸国に海部の族あり。而て、現今の海部氏の多くは、これらの氏の裔なるべし。

一、近世・阿波国の海部氏

この氏は、阿波国海部郡より起りたる豪族なり。阿波海部氏の後なるが、後世藤姓を称す。

即ち、故城記海部郡の條に、
“海部式部殿、藤原姓、家紋・丸中に藤の字”
と記す氏なり。

この海部氏は、世々海部城に住す。海部城は、一に鞆城とも称す。この城の城主に海部左近将監藤原友光と申すあり。友光は、鍛工の技に長じ那賀、海部に於いて三百貫の采邑を領す。

元龜二年春、土佐の長曾我部元親が末弟・島弥九郎、軍忠の人なるが、病身にて有馬の入湯を志し浦戸を出船す。而てその途次、鞆浦の那佐の湊に船を掛け、順風を待つところ、友光、これ

を敵襲と誤りて主従二十数人を討ちたり。而て元親、遺恨によつて天正三年ならびに同五年の二度にわたりて海部城を攻め、海部氏没落す。

友光の子に信久あり。信久は明暦三年、蜂須賀侯の召し出しを受け仕官す。そのこと徳島藩士譜によれば、大略は左の如し。

。海部宗智信久

海部城主・海部左近將監宗壽の孫
享保五年四月歿

海部蔵之丞友清

海部平之丞保之

海部慶八保春

海部平之丞保早

枝木屋奉行・小目付

海部吉太郎保久

海部源蔵光被

安政六年相統

(別家)

。海部嘉次兵衛兼敬

初名好茶・良斎

正徳二年召出、宝暦十二年歿

海部丈悦泰朗

茶道役、安永七年歿

海部猪之助恒孝

勸農奉行、置櫓奉行、安宅作事奉行

海部甫左衛門貞知

銀札紙漣奉行

海部豊之助恒一

安政三年相統

右の系図に表はれたる海部宗智の祖に海部吉辰なる者あり。海部城主にして、細川氏に隸属す。吉辰は、相模国の劍工・岡崎正宗の技法を学びて自ら刀剣を鍛え、銘に藤、又は氏吉と刻すという。

又、前述の海部友光も鍛工の技に長
じたる者なるが、その子海部吉清も刀
匠として名あり。即ち、吉清は、初め
三好氏に従い、のち蜂須賀侯に仕う。
而て濃美の二国より名工を招き刀剣を
製す。世人、この派を海部打ちと称す。

海部城主吉辰の裔に刀匠・海部氏吉
あり。本名は実兵衛という。氏吉は、

刀剣鍛冶を以て蜂須賀侯に仕え徳島に
移り住す。これより世々氏吉を称し九
代に及ぶ。九代氏吉は、明治三十四年、
明治天皇に守刀を献上す。

幕末の海部郡海部町の人に海部閑六
と申すあり。京師にて槍ならびに剣を
学び別名を芝野高園という。閑六の養
子六郎なり。六郎は、庚午事変により
て父閑六と共に新島へ七年の流刑に処

せらる。

天保二年出生の阿南氏横見町・村島忠蔵の二女ハナは、海部勝蔵の後妻となる。明治初年、夕立に濡れた縞布より阿波織を考案、同十九年五月、阿波織を発明す。

本発明は、繊維業界に新生面を開き同品は阿波の特産品となりたり。のち海部家は、南福島町に移れり。

一、近世・尾張国の海部氏

この氏は、尾張藩士なり。而て前章の阿波海部氏が同族なり。されど尾張藩士の系譜を記したる士林沂沔によれば、清和帝の裔と為す。

即ち、海部家譜に、

治承年中、源仲綱、宇治に於て戦死の後、一子を抱きて海に浮ぶ者あり。同

年十二月晦日、阿州海部郡淺川村に到着す。一子成長の後、子孫繁昌すと記す。尚、系図の大略は左の如し。

。海部親光

越前守、左近將監、又、入道宗壽と号す。

海部、那賀の二郡の内を領し、海部に住す。

女子 三好筑前守義興の妻

某 孫次郎 早世

知光（友光）

三郎、左近將監、下野守

永祿の末、謀りて長曾我部土佐守元親の弟・嶋弥九郎を討つ。この後、多年にわたりて土州の兵と戦う。されど天正三年九月二十日遂に長曾我部氏が爲に海部氏族没落す。

正広 伊豆守

有時 兵庫頭

女子 麻植近江守妻

親政

久兵衛、信濃守

父兄戦死の日、摂津の陣に在りて独り死を免る。長曾我部元親、復讐の後、二百年に及ぶ家系を深く憐み、家臣・吉田左馬允の娘を配し、海部の一郡の内に食邑を与う。

天正年中、秀吉の四国征伐によりて長曾我部氏の所領は土佐一國となりたり。これによりて、親政は、海部を離れ土州に移る。されどのち、元親の家嫡盛親、国を失う。

而て、親政、又、阿州に帰り板西郡那東村に塾居す。慶長十一年七月五日没。

正治

久兵衛

元和元年、長曾我部盛親に属し、河州道明寺口に討死す。

ト与 盲人

子孫、阿州家中に在り。

正次

左近右衛門、与左衛門

天正十三年、蜂須賀阿波守家政、阿波に入
国す。正次が弓馬炮術に秀れしことを聞き
召し抱えをせんと欲すれど病を称して仕えず。

正直

幸之進

蜂須賀阿波守の小姓となる。されど病に依
りて浪人す。

正親 別系

貞政

弥左衛門、久兵衛

円覚公の召出しを被る。

御城代同心、百石を賜る

女子 岩川春悦妻

有方

定九郎、久兵衛、三平

城代小頭

之方

長次郎

寛保三年八月歿

(別家)

。海部正親

定右衛門

寛文四年召出、宝永七年歿、八十一才

武政

長右衛門、左左衛門、源左衛門

女子 海部久兵衛妻

女子 尼、執善院

政通 藤右工門

御步行役、元禄八年歿

女子 国府宮社人 広瀬長太夫妻

政義 別系

保正 別系

政武 別系

政隆 大嶋寺右衛門の名跡を継ぐ

政辰

林左衛門

寺社十人組、享保十年歿

女子 石川小平次妻

政甫 文之右衛門

寛保三年、月俸三口を賜ふ。

政興 小源次

享保十六年化

(別家)

・海部正久

又八郎

御勝手番

釈 一色村神蔵寺

(別家)

・海部政義

伝右衛門

城代同心。百石

政元

伝兵衛

某 武平次

(別家)

・海部保正

武平次、左近右衛門、定右衛門

秀政

林之丞

政高

七之丞、七兵衛

政家

順藏

重政

又藏、定右衛門

某

木工之丞

某 忠次郎

(別家)

・海部政武

宇右衛門、弥左衛門

某 喜四郎

一、苗字の移動と家紋の変遷

古き氏族が次第に繁衍し、多くの苗字に分れて各地に居住せしは、凡そ平安時代後期以後のことに属せり。諸國の武士團の発生も、此の時代のことにして、領有する土地を相傳して他に移動することとは極めて少なかりき。

武家政治の始まりて以来、各地の氏族が祖宗の地を離れ、他國に居住する

に到りしこと頗る多くなれり。これを
歴史的に見るに、凡そ五つの時期に分
つことを得べし。

第一は鎌倉幕府の草創と、承久の乱の
処理により、東國の御家人が奥州へ、
或は九州、中國へ移り、初期に於て自
らは鎌倉府にありしが、やがてその領
地に移住するに到りし時期なり。一族
家人を引き連れて移りしが為、数多く

の民族が、諸國に移動せり。

第二は元弘、建武以来の南北朝動乱
の時期なり。足利尊氏、北畠顯家、新
田一族、征西將軍の家臣などの動きを
見るに、中央より西國、九州へ、東國、
北國より南海、西海へ、東海、關東よ
り奥州へ、山陰、北陸より四國、九州
へなど、數次に分れて夥だしき武族、
苗字の移動ありしこと、史實に明らか

なり。

第三は應仁オウニンの乱に続く戦国争乱の時期なり。下剋上による権力の交替は、各地に頻出し、もと同僚たりし氏族は、新主に服せずして隣國、遠國に赴く。その最たるは北條早雲の東遷と、齋藤道三の篡奪なれど、浦上、宇喜多氏の動き、龍造寺、鍋島氏の経緯、三好、松永氏の交替などによりて、此の頃に

も亦、幾多の氏族が南北に奔り、東西に移りて、遂に一城の攻防に際し、西陣營に同姓同族のある例、多くの文献に見るものなり。

第四は豊臣政權以後、徳川時代を通じての大名の改易、移封、國替に伴なう氏族の異動あり。土地を領有して父子は旧地にとどまり、弟庶は領主と共に新知の土地に赴く。或は又、領主の

娘などが他國に嫁入りする際、選ばれてその附人となりて共に遠國に行き、そのまゝ新主の家臣となる例も、決して少なからず。斯くて同氏同紋の流れが、意外な地に存在するに到ること多し。

第五は明治維新以後の移動にして、最早、領地、領民といふものが消滅せし後なれば、各地各様に東京に出で、大

阪に赴くなどの例、見聞尚新らしきものあり。昭和二十年以後は尚更著しきものと言ふを得べし。

家紋に關しても、その変遷の歴史は誠に複雑なるものあり。歴史的に有名なる氏族にありては、その用ふる家紋も古來一定せらるもの多けれど、將軍家などより拝領せし家紋を、以後の正紋とし、古來のものを裏紋、替紋とせし

家も少なからず。或は本家と別家の別も少なからず。或は本家と別家、別家の中にて古きと新しきとあるを、夫々區別せむが爲に、丸を附し、四柄を分割し、位置角度を変更するなどあり。

極端なる例として、上位或は大身の家より養子を迎え、又は嫁を取りし場合に發生するを見る。即ち日常使用する笠、提燈、合羽などには、すべて実

家、生家の定紋を附し、己が世代となりて以後は、一家悉くその新しき家紋を使用せしめ、遂に旧来の家紋を忘失するに到る。中には宗旨を変更し、菩提寺、墓所を新たなる所にする事もあり。斯くて、夫々の家傳經歷に複雑するものあるべし。本書に記する所、渉らざるを遺憾とするものなり。